

| 駐 車 許 可 申 請 書  |   |
|--|---|
| 〇〇年〇〇月〇〇日  |   |
| 〇〇〇 警察署長 様   |   |
| 住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号   |   |
| 申請者  |   |
| 氏 名 〇〇 〇〇  |   |
| 駐車する自動車の種類   | 普通乗用自動車<br>番号標に表示されている番号 千葉〇〇〇▲〇〇〇  |
| 駐車する場所   | 別添のとおり  |
| 駐車の方法  | 別添のとおり  |
| 適用条文   | <input checked="" type="checkbox"/> 道路交通法<br>第45条第1項 <input type="checkbox"/> 道路交通法<br>第49条の5 |
| 駐車の月日時   | 〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで<br>各日〇時から〇時まで  |
| 申請の理由  | 駐車許可を得なければならない理由を記載する。<br>(例：訪問診療、引っ越し等)  |
| 運 転 者  | 住 所 別紙のとおり  |
|  | 氏 名 別紙のとおり  |
| 以下、警察署使用欄  |   |
| 第 号  |   |
| 駐 車 許 可 証  |   |
| 上記のとおり許可する。  |   |
| 条 件  |   |
| 年 月 日  |   |
| 警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> |   |

備考

- 申請者が法人であるときは、申請者欄にはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 適用条文欄には、該当する条文の□の中にレ印を付すこと。

## 【注意事項】

### 消すことができるペンは使用できません。

出力するプリンタの性能などにより、提出された書類の記載内容等が把握できない場合は、警察署に備付けの申請書に書き換えていただくことがあります。

申請書を印刷する際は、PDFのサイズや向きが変更されないように、プリンタの設定を確認して下さい（申請書はA4、縦方向となっています。）。

## 1 申請先

駐車する場所を管轄する警察署の交通課

（幹部交番がある場合には、同交番でも申請可能）

駐車許可を得たい場所が複数の警察署の管内にある場合には、当該場所を管轄する警察署ごとに申請書等を作成してください。申請書等の確認、審査は、管轄署で行うことから、訪問診療、訪問介護等に使用する車両の申請書等を、管轄外の署に提出した場合、申請書の訂正、要件を満たさない申請場所、交付日等については、管轄署からの連絡に基づき対応してください。

なお、交付については、駐車場所付近の交通環境や許可条件の説明を行う場合がありますので、原則、管轄署となります。また、交付日数については、個々の状況によって異なりますので、関係署へ確認してください。

## 2 申請方法

駐車許可申請書及び添付資料を2通ずつ申請先に提出してください。

（1通は、許可証として交付します。）

## 3 申請書の記載方法等

### （1）申請者欄

申請者欄は、法人による申請の場合は申請書欄外に記載のとおり、「名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名」を記載してください。

### （2）駐車する場所欄

駐車する場所が複数の場合などは、「別添のとおり」と記載し、駐車する場所が分かる一覧表を添付してください。

### （3）駐車の方法欄

「別添のとおり」と記載し、駐車する場所から半径100メートル程度が示され、かつ、車両の駐車する位置を記載した地図を添付してください。

同図面により道路交通法により規定された駐車禁止場所に当たらないか、駐車の方法違反に当たらないか等を審査します。

### （4）駐車の日日時欄

定期的に駐車が必要な業務の場合は、最長6か月間の期間を申請することができます。本欄には、実際に駐車する期間を記載してください。なお、申請期間を必要とすることが分かる資料を求める場合があります。

### （5）申請の理由欄

主な用務の例：訪問診療、引っ越し等

駐車許可を得なければ用務を達成できない理由を記載してください。ただし、その理由が次の要件に該当することを確認してください。

- 駐車する日時が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でなく、かつ、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものではない場合。
- 駐車する場所が、停車及び駐車に関する規制のうち、駐車禁止の規制のみが実施されている場所であり、かつ、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でない場合。また、駐車した場合に無余地となってしまう場所等でない場合。
- 駐車に係る用務が下記の用務の場合
  - ・ 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務である場合
  - ・ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務の場合
  - ・ 道路使用許可の対象行為を伴わない用務の場合

(6) 運転者欄

運転者欄については、「別添のとおり」とし、運転免許証の写し又は運転免許証の記載内容が確認できる資料を添付してください。

(7) 添付資料

- 自動車検査証の写し
- 運転免許証の写し又は運転免許証の記載内容が確認できる資料
- 申請に係る場所に車両の駐車する位置を記載した地図
- その他、審査するために必要な資料を求める場合があります。また、訪問先を追加する場合のみの申請については、事前に申請先の警察署へ相談してください。

(8) その他

コインパーキングなど他の駐車場所が、用務先からおおむね100メートル以内にある場合は、事前に申請先の警察署へ相談してください。